

緊急事態措置等【第2弾】

～ 休業要請等対象施設の拡大 ～

○ 対象施設； **約30,000事業所**（対象施設は別紙）

※ 飲食店や居酒屋などの食事提供施設は営業時間を短縮

○ 実施期間； 2020年 **4月22日(水)から5月6日**まで

※ 4/17発表の緊急事態措置等に係る施設は概ね4/18から

○ 協 力 金； 1事業者 最大30万円【変更なし】

※ 1事業者あたり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算。複数賃借している場合はさらに10万円を加算

※ 対象事業者； 中小企業及び個人事業主

※ 申請方法などの詳細については後日ホームページで公表予定

(別紙)休業要請する施設の具体例

■休業要請対象施設

下線部;追加施設

種 類	施 設
遊興施設等	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, デリヘル, アダルトショップ, 個室ビデオ店, カラオケボックス, ライブハウス, <u>ネットカフェ</u> , <u>漫画喫茶</u> , <u>場外(車・船)券場</u> 等
大学・学習塾	大学, <u>専門学校</u> , <u>高等専門学校</u> , <u>自動車教習所</u> , <u>学習塾</u> 等
運動・遊技施設	パチンコ店, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, ゲームセンター, <u>体育館</u> , <u>屋内・屋外水泳場</u> , <u>ボウリング場</u> , <u>スケート場</u> , <u>柔剣道場</u> , <u>テーマパーク</u> , <u>遊園地</u> , <u>ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)</u> , <u>陸上競技場・野球場・テニス場(※観客席)</u> 等
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場 等
その他,	<u>集会場・展示施設</u> , <u>商業施設</u> , <u>文教施設</u> 等 ※商業施設は, 生活必需物資の小売関係等以外の店舗等

■営業時間短縮要請施設(朝5時から夜8時までの間の営業, 酒類の提供は夜7時まで)

食事提供施設	<u>飲食店</u> , <u>料理店</u> , <u>喫茶店</u> , <u>和菓子・洋菓子店</u> 等 ※宅配・テイクアウト除く
--------	--